

猟銃安全指導委員運営規則

北海道公安委員会規則第18号

平成21年12月11日

猟銃安全指導委員運営規則をここに公布する。

猟銃安全指導委員運営規則

(趣旨)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第28条の2の猟銃安全指導委員の運営については、法及び猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(活動区域)

第2条 猟銃安全指導委員の活動区域は、警察署の管轄区域とする。

(委嘱手続)

第3条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、委嘱状(別記第1号様式)によりするものとする。

2 前項の委嘱をしたときは、その者の氏名、連絡先及び活動区域を警察署の掲示板に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で当該活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知するものとする。

(解嘱等の手続)

第4条 猟銃安全指導委員規則第8条本文の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書(別記第2号様式)によりするものとする。

2 法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱をしたときは、その旨を解嘱通知書(別記第3号様式)によりその者に通知するものとする。ただし、その者の所在が不明であるため通知をすることができないときは、この限りでない。

3 猟銃安全指導委員の辞職の承認をしたときは、その旨を辞職承認通知書(別記第4号様式)によりその者に通知するものとする。

4 第2項の解嘱又は前項の承認をしたときは、速やかに、その旨及びその年月日を前条第2項の規定の例により周知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の運営に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式省略